

# 2級損害保険登録鑑定人

## 保険・一般常識 試験問題用紙

(2020年11月)

### 注意事項

1. 試験責任者の指示があるまで開かないでください。
2. 解答用紙は試験問題用紙の最初の頁に入っています。試験開始の合図があったら解答用紙があることを確認してください。解答用紙がない場合は直ちに申し出てください。
3. 解答用紙には受験番号、氏名、受験地を必ず記入してください。  
受験番号は6桁の数字を左の欄から順に正確に記入し、その数字と同じ箇所をマークしてください。記入漏れや間違った受験番号を記入すると採点できませんので、解答した内容はすべて無効（得点なし）となります。また、解答を解答用紙以外に記入しても無効となります。
4. 解答はすべて解答用紙に記入し、解答用紙のみ提出してください。問題用紙は持ち帰って結構です。
5. 解答は正誤式・選択式の場合は、解答用紙の該当する問題の解答欄をぬりつぶしてください。記述式の場合は、解答用紙の該当する問題の解答欄に解答を楷書で記入してください。
6. 選択式の問題で1つの問題に指定数を超えるマークをつけた場合、その問題は超過した解答数に応じて減点または0点となります。
7. HBの鉛筆またはHBの芯を用いたシャープペンシルを使用してください。HBの鉛筆またはHBの芯を用いたシャープペンシル以外（万年筆、ボールペン、サインペン、色鉛筆等）は使用不可です。
8. 訂正する場合は、プラスチック製の消しゴムで完全に消してください。消し方が不十分な場合には解答が正しく読み取れないことがあります。修正液等、プラスチック製消しゴム以外は使用不可です。
9. 解答用紙の読み取りは機械処理をしますので、折り曲げたり、汚したり、記入欄以外の余白および裏面には何も記入しないでください。
10. 試験時間は正味50分です。
11. 試験問題の内容に関する質問は、いっさい受け付けません。
12. 試験時間中の私語は禁止します。
13. 資料等の使用はいっさい認められませんので、筆記用具、電卓以外はすべてしまってください。
14. 試験時間中は、携帯電話・スマートフォン等の通信機能・記憶機能を有する機器の使用は、時計として使用することを含めていっさい認められませんので、あらかじめ電源を切っておいてください。
15. 「受験票」および「写真が貼付されている公的本人確認書類」は机の上の見やすいところに置いてください。
16. 問題用紙、解答用紙の印刷に乱丁・落丁があれば申し出てください。

マークシート方式による正誤式、選択式または記述式の問題です。解答は問題に応じて解答用紙の該当するマークを塗りつぶすか、または楷書で解答欄に記入してください。

**【問題 1】**

次の 1～7 の記述は、火災保険の「物件の種類と判定」について述べたものです。その内容が正しいものには○で、誤っているものには×で、それぞれ答えてください。

1. 一般物件の判定において、建物のさやや別個の建物として取り扱うことができる。
2. 工事完成後M構造またはT構造の共同住宅となる新築中の建物は、建築工事期間を含む契約の場合、保険期間にかかわらず一般物件となる。
3. 一般物件（一般建物）の構造級別の判定に当たり、鉄骨造建物は1級、省令準耐火建物は2級と判定される。
4. 工業上の作業に使用する動力の合計が 30kW および電力の合計が 80kW の設備を有し、作業人員が常時 40 人の工場は一般物件である。
5. 火災保険における「敷地内」とは、特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいうが、公道、河川等が介在した場合、「敷地内」は中断される。
6. 倉庫敷地内にある事務所、守衛所、自家用倉庫は倉庫物件である。
7. 業務用機器等を用いずにコンピュータ関連のソフト開発を業務として行っている住宅建物は、住宅物件となる。

**【問題2】**

次の1～6の記述は、普通火災保険（一般物件）について述べたものです。その内容が正しいものには○で、誤っているものには×で、それぞれ教えてください。

1. この保険では、総排気量 125cc 以下の原動機付自転車は保険証券に明記されなければ保険の対象に含まれない。
2. この保険では、保険の対象である仮設の建物（年間の使用期間が3か月以下のもの）およびこれに收容される動産が風災、雹災、雪災によって損害を被った場合、その損害は保険金支払いの対象とはならない。
3. この保険では、保険の対象である建物から発生した火災、破裂または爆発の事故によって第三者の所有物に煙損害または臭気付着の損害が生じた場合、それによって生じる見舞金等の費用に対して、失火見舞費用保険金が支払われる。
4. この保険では、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度として、損害保険金の30%が臨時費用保険金として支払われる。
5. この保険では、損害保険金の支払額がそれぞれ1回の事故につき保険金額（保険価額限度）の80%に相当する額を超えないときは、保険金額が自動復元される。
6. 保険契約が失効となった場合には、保険料は返還されない。

**【問題3】**

Aさんは、自分が所有する店舗専用建物を保険の対象として、保険金額 3,600 万円の店舗総合保険を契約していましたが、火災によりこの建物に 4,500 万円の損害を被るとともに、この火災の延焼により隣家 4 世帯の住宅建物 5 棟のそれぞれ一部を焼失させてしまいました。また、保険の対象である建物の残存物の取片づけに必要な費用として 500 万円を、損害保険会社の承認を得て支出したこの建物の代替として使用する仮設物の設置費用（保険の対象の復旧完了時における仮設物の価額を除く）および撤去費用として 1,200 万円を要しました。

次の 1～4 に答え、その金額を解答用紙に記入してください。

なお、火災発生時のこの建物の保険価額は 5,000 万円とします。また、保険金の算出にあたっての計算は、その都度端数処理を行わないで連乗するものとし、算出した結果、1 万円未満の端数が生じた場合は、千円位を四捨五入して万円単位で答えてください。

1. 支払われる損害保険金はいくらになりますか。
2. 支払われる残存物取片づけ費用保険金はいくらになりますか。
3. 支払われる修理付帯費用保険金はいくらになりますか。
4. 支払われる失火見舞費用保険金はいくらになりますか。

**【問題4】**

次の1～6の記述は、住宅総合保険について述べたものです。その内容が正しいものには○で、誤っているものには×で、それぞれ教えてください。

1. この保険では、家財が保険の対象の場合、被保険者と生計を共にする親族の所有する家財で、保険証券記載の建物に収容されているものは保険証券に明記されていなければ保険の対象に含まれない。
2. この保険では、保険契約者または被保険者が、地震によって保険の対象に生じた火災損害の拡大を防止するための消火活動で費消した消火薬剤の再取得費用に対して損害防止費用が支払われる。
3. この保険では、保険証券に明記された1個または1組の価額が30万円を超える貴金属が盗難にあった場合、1事故につき1個または1組ごとに、500万円を限度に損害保険金が支払われる。
4. 1保険金額で、2以上の保険の対象を包括して保険契約した場合の支払保険金の額は、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなして算出する。
5. この保険では、保険契約締結の後、保険の対象を他の場所に移転した場合には保険会社への通知が必要であるが、保険の対象の用途を変更した場合は保険会社に通知する必要はない。
6. この保険では、保険契約者または被保険者が正当な理由なく損害防止義務を履行しなかった場合は、損害額から防止・軽減することができたと認められる額が差し引かれる。

**【問題5】**

次の1～7の記述は、「地震保険に関する法律」に基づく地震保険について述べたものです。その内容が正しいものには○で、誤っているものには×で、それぞれ教えてください。

なお、本問においては、契約始期日および地震発生日は2017年1月1日以降であることを前提とします。

1. この保険では、建物が併用住宅の場合において、居住用部分とそれ以外の部分を分けないで、主契約である火災保険の規定に従いそれぞれ別個の建物として保険金額を定めるときは、居住用部分のみが保険の対象となる。
2. この保険では、48時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを包括して1回の地震とみなすが、被災地域が全く重複しない場合には、おのおの別の地震等として取り扱う。
3. この保険では、保険の対象である建物の焼失または流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の50%以上の場合、「全損」と認定される。
4. この保険では、同じ保険の対象に対して既に他の地震保険契約が締結されている場合で、新たに地震保険契約を締結するときの保険金額は、建物および生活用動産（家財）の各限度額から、それぞれ既に締結されている地震保険契約の保険金額を控除した金額が限度となる。
5. この保険では、分譲マンションのような区分所有建物において、マンション管理組合等が火災保険の保険契約者となり共用部分を一括して保険の対象とし、地震保険を付帯して契約する場合でも、地震保険を希望しない区分所有者の共有持分については、マンション管理組合等の保険契約者の確認印を取り付けたうえで、地震保険を付帯しないことができる。
6. この保険では、居住の用に供する建物を保険の対象とする場合で、この保険が付帯される火災保険契約（主契約）の保険の対象に門、塀もしくは垣が含まれているときであっても、門、塀もしくは垣はこの保険の対象に含むことができない。
7. この保険における建物の主要構造部とは、建築基準法施行令第1条第3号に掲げる構造耐力上主要な部分のことをいう。

## 【問題6】

Bさんは、自分の住居専用建物と同建物内収容の生活用動産（家財）を保険の対象として、住宅総合保険契約に「地震保険に関する法律」に基づく地震保険契約を付帯して締結していたところ、地震に起因する火災によりこの建物および生活用動産（家財）が損害を被りました。

保険契約の内容および損害の状況が以下の場合、次の1～3に答え、その金額を解答用紙に記入してください。

なお、本間においては、契約始期日および地震発生日は2017年1月1日以降であることを前提とします。また、算出した保険金の額に1万円未満の端数が生じた場合は、千円位を四捨五入して万円単位で答えてください。

〔保険契約の内容（注1）〕

	住宅総合保険		地震保険	
	建 物	生活用動産（家財）	建 物	生活用動産（家財）
保険金額	3,500万円	1,400万円	1,750万円	700万円

（注1）地震発生時のこの建物および生活用動産（家財）の保険価額は、いずれも主契約である住宅総合保険契約の保険金額と同額とします。

〔地震による損害状況〕

	建 物(注2)	生活用動産（家財）
損 害 額	2,100万円	1,050万円

（注2）建物の焼失床面積は考慮不要とし、建物の損害額は、地震に起因した火災による地震保険における主要構造部の損害額とします。

1. 地震保険から建物の損害に対して支払われる保険金はいくらになりますか。
2. 地震保険から生活用動産（家財）の損害に対して支払われる保険金はいくらになりますか。
3. 主契約である住宅総合保険から建物および生活用動産（家財）に対して支払われる地震火災費用保険金はいくらになりますか。

**【問題7】**

次の1～5の記述は、「火災保険の拡張補償特約」について述べたものです。その内容が正しいものには○で、誤っているものには×で、それぞれ教えてください。

1. 航空機および車両危険補償特約の適用物件は、一般物件および倉庫物件である。
2. 水災危険補償特約では、台風・暴風雨・豪雨等で発生した洪水・高潮・土砂崩れ等の水災によって、保険の対象が損害を被った場合に保険金が支払われるが、融雪洪水によって保険の対象に生じた損害は保険金支払いの対象とはならない。
3. 給排水設備不時放水危険補償特約の適用物件は、一般物件および倉庫物件である。
4. 電氣的事故補償特約の保険金額の設定においては、電気機器・装置単位ではなく、発電所・変電所といった事業所単位で保険金額を設定する。
5. 風災および雹災危険補償特約では、台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災または雹災によって保険の対象が損害を受けた場合、その損害の額にかかわらず、保険金額を限度として保険金が支払われる。



**【問題8】**

次の1～5の記述は、「火災保険の付保割合条件付実損払特約」について述べたものです。その内容が正しいものには○で、誤っているものには×で、それぞれ答えてください。

1. この特約は、一般物件・工場物件・倉庫物件の1級構造に加え、住宅物件もM構造に限り付帯することができる。
2. 主契約に規定されている臨時費用保険金等は、この特約によって算出された損害保険金の額を基礎として算出される。
3. この特約は、店舗総合保険契約に付帯することはできない。
4. この特約では、保険金額が罹災時の保険価額に付保割合を乗じて得た額以上のとき、実損払いとなり、保険金額を限度に損害額と同額の損害保険金が支払われる。
5. この特約では、損害発生の際に実際の付保割合が約定付保割合に達していなかった場合は、保険価額に約定付保割合を乗じた額に対する保険金額の割合により、損害保険金を削減して払う比例払いが行われる。

**【問題9】**

次の1～7の記述は、「保険価額の評価」について述べたものです。その内容が正しいものには○で、誤っているものには×で、それぞれ教えてください。

1. 商品には、継続使用という概念がないので、一部の例外（ダンピング物、死蔵品等）を除けば再調達価額と時価額とは等しくなる。
2. 家財の経年減価額を算出する場合、保険証券記載の建物に收容されている家財全体の包括的減価率の設定が難しいため、一般的には個々の家財の使用頻度、使用方法の適否、保有数の多寡等により詳細の減価基準を設ける。
3. 損害保険契約は、被保険物件の原状回復が目的であることから、評価にあたっては、継続使用財、交換財に関係なく、時価額が保険価額となる。
4. 営業用什器・備品の再調達価額の評価に当たり、一定の面積（室、面積単位当たり）に收容された営業用什器・備品の数量、価額を基準にして全体の価額を推定評価する方法がある。
5. 商品の再仕入原価は、商品そのものの再仕入価格から引取運賃および諸掛費用（倉敷料、仲買手数料、雑費等）を減算することにより求められる。
6. 評価時点における機械の経年減価額（再調達価額×減価率）の算出については、企業会計上の減価償却での数値ではなく、実務経験を踏まえ評価することが重要である。
7. 継続使用財の評価方式の一つである収益方式は、評価対象物件が将来期待される純収益の現在価格を求めるもので、標準的な年間純収益を適正な還元利回りで資本還元して評価対象物件の価格を求める評価方法である。

**【問題 10】**

火災保険による債権の保全に関する次の記述の正誤の組合せとして、最も適切なものを下の選択肢から1つ選び、その記号を答えてください。

1. 質権設定の対象となる火災保険契約は、物を対象とする住宅総合保険契約および住宅火災保険契約の2つに限定される。
2. 保険金請求権に質権を設定する際の被担保債権は、通常は金銭債権であるが、現在発生していない条件付債権や将来の債権であってもよい。
3. 質権が設定されている火災保険契約の保険期間が終了し、その契約を継続する場合、質権の設定を保険会社以外の第三者に対抗するには、継続契約を締結する都度、登記所または公証人役場で新たに確定日付を取り付ける必要がある。

## 《選択肢》

- |    |          |          |          |
|----|----------|----------|----------|
| ア. | 1. 正しい   | 2. 正しい   | 3. 誤っている |
| イ. | 1. 正しい   | 2. 誤っている | 3. 正しい   |
| ウ. | 1. 正しい   | 2. 誤っている | 3. 誤っている |
| エ. | 1. 誤っている | 2. 正しい   | 3. 正しい   |
| オ. | 1. 誤っている | 2. 正しい   | 3. 誤っている |
| カ. | 1. 誤っている | 2. 誤っている | 3. 正しい   |

**【問題 11】**

次の1～7の記述は、新種保険について述べたものです。その内容が正しいものには○で、誤っているものには×で、それぞれ答えてください。

1. 動産総合保険では、消防活動、避難に必要な処置を含めて国または公共団体の公権力の行使により保険の対象に損害が生じた場合、その損害はいかなる場合も保険金支払いの対象とはならない。
2. 賠償責任保険（普通保険約款）では、身体障害に至らない精神的苦痛や名誉棄損、自由等の侵害（不当拘束）は「他人の身体の障害」にはあたらない。
3. 機械保険では、保険証券に記載された事業場において、保険の対象が稼働可能な状態にないときに発生した損害は保険金が支払われる条件に該当する。
4. 建設工事保険では、鋼構造物を主体とする工事は契約対象となる工事に含まれる。
5. 組立保険では、地震によって保険の対象に損害を被った場合、その損害は保険金支払いの対象とはならない。
6. 土木工事保険では、現場事務所、宿舎、倉庫その他の仮設建物は保険の対象に含まれない。
7. コンピュータ総合保険のうち、情報メディアの保険では、基本設計書、プログラム仕様書、データ・ベース仕様書は、作成途中のものを含み情報メディアとなる。

**【問題 12】**

次の1～6の記述は、自動車保険の対物賠償保険について述べたものです。その内容が正しいものには○で、誤っているものには×で、それぞれ教えてください。

1. この保険では、保険会社が被保険者のために援助または解決に当たる場合には、保険会社が保険金額を限度として、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴の場合の仮執行を免れるための供託金を保険会社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付ける。
2. この保険では、対物事故により被保険者が被害者から損害賠償の請求を受けた場合には、いかなる場合もあらかじめ保険会社の承認を得ずにその全部または一部を承認してはならない。
3. この保険では、「対物賠償保険の示談交渉に関する特約」が付帯されている場合でも、正当な理由がなく被保険者が保険会社の示談交渉等による解決に対する協力を拒んだ場合には、保険会社は示談交渉を行うことができない。
4. この保険では、記名被保険者が被保険自動車を使用者（請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者も含まれる）の業務に使用している場合に限り、その使用者は被保険者となる。
5. この保険では、被保険者が損害賠償に関し、第三者との間に特約を締結している場合で、その特約により加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害は、保険金支払いの対象となる。
6. この保険では、記名被保険者の重大な過失による対物事故により、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害は、保険金の支払い対象とならない。

**【問題 13】**

次の1～7の記述は、保険法について述べたものです。その内容が正しいものには○で、誤っているものには×で、それぞれ教えてください。

1. 「独立責任額全額方式」では、保険価額 3,300 万円の建物に A 社で保険金額 2,400 万円、B 社で保険金額 2,000 万円の火災保険が締結された後に建物が全焼した場合、A 社の負担分は 1,8000 万円、B 社の負担分は 1,500 万円となる。  
(\*) 問題 13 の 1. は、問題文に誤植があったため、全員を正解とします。受験された皆さまにはご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。
2. 保険約款に保険給付を行う期限が定められていない場合には、保険者は保険給付の請求があった後、その請求に係る保険事故およびてん補損害額を確認するために「必要な期間」を経過するまでは履行遅滞の責任を負わない。
3. 保険事故発生後の損害の発生および拡大を防止するために保険契約者または被保険者が支出した損害防止に必要なまたは有益な損害防止費用は、損害が防止された場合に限り保険者の負担となる。
4. 損害保険契約の目的（被保険利益）は、確定できる利益である必要があるが、その利益自体が保険期間中に確定し得るものであれば、保険契約時に確定していなくてもよい。
5. 損害保険契約の締結後に危険増加が生じた場合、危険増加が引受範囲内であっても、保険契約者または被保険者が遅滞なく危険増加にかかる告知事項についてその旨を軽過失によって通知しなかったときには、保険者は当該損害保険契約を解除することができる。
6. 損害保険契約の締結時に超過保険である場合、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかったときは、保険契約者は超過部分について損害保険契約を取り消すことができるが、約定保険価額については取り消すことができない。
7. 保険者が告知義務違反によって損害保険契約を解除した場合、損害保険契約の解除前に発生した保険事故による損害はてん補されないが、不告知や不実告知の事実に基づかずに発生した保険事故による損害はてん補される。

**【問題 14】**

次の1～7の記述は、損害賠償に関する法律知識について述べたものです。その内容が正しいものには○で、誤っているものには×で、それぞれ答えてください。

1. 「公の営造物」とは、判例・通説では公道、河川、公園、港湾、橋等の施設を指し、警察犬や馬などの動物は該当しないとされている。
2. 土地の工作物等の占有者および所有者の責任について、占有者の責任には免責の規定があるが、所有者の責任には免責の規定がないため無過失責任となる。
3. ある事業のために他人を使用する者(使用者に代わって事業を監督する者は除かれる)が、被用者の選任およびその事業の監督について相当の注意をしたとき、または相当の注意をしても損害が生ずべきであったとき以外は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。
4. 責任無能力者が第三者に損害を与えた場合、当該第三者が損害賠償を請求するためには、監督義務者が監督上の義務を怠ったことを当該第三者が証明する必要がある。
5. 契約当事者間で「損害賠償額の予定」をした場合、裁判所はその額を増減することはできない。
6. 判例では、不法行為により被害者本人が死亡した場合には、被害者が持つ損害賠償請求権は請求権の放棄など特別の事情がない限り、財産的損害に限って相続人に相続される。
7. 履行不能または履行遅滞により契約を解除した後の損害賠償額は、「契約解約時の時価」を基準として算定される。

**【問題 15】**

次の1～6の記述は、個人情報保護法について述べたものです。その内容が正しいものには○で、誤っているものには×で、それぞれ答えてください。

1. 保有個人データの訂正に関し、他の法令の規定により特別の手続きが定められている場合には、その規定による。
2. 個人情報取扱事業者が第三者から個人データの提供を受けた場合、当該第三者の氏名または名称および住所等の確認を行う必要があるが、当該確認に係る事項に関する記録を作成する必要はない。
3. 個人情報取扱事業者は、国の機関もしくは地方公共団体等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときでも、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供することはできない。
4. 要配慮個人情報とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
5. 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては利用目的をできる限り特定しなければならないが、特定した利用目的を変更することはいっさいできない。
6. この法律では、個人情報保護委員会は個人情報取扱事業者に関し、必要な報告もしくは資料の提出を求め、または個人情報保護委員会の職員に当該個人情報取扱事業者等の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、個人情報等の取扱いに関し質問させ、もしくは帳簿書類その他の物件を検査させ、または必要な指導および助言を行うことができる。